NO. 85



みくには **ハート**に愛

みくに便り

収入印紙・県証紙・切手の弊社販売業務を、社会保険労務士法人への移行に伴い2023年10月31日を持って終了しました。 長い間ご利用頂きありがとうございました。

2023年11月1日発行

連絡先:〒371-0014群馬県前橋市朝日町三丁目 12番 20号

電 話:027-243-5600 FAX:027-224-4393

URL: http://www.e-392.com

当社HPでは新聞掲載コ ラム(バックナンバー) や各種セミナーのご案内 を随時発信しています。



建設業の時間外労働の傾向

建設業の時間外労働については、適用が猶予されていた時間外労働の上限規制が、来年4月から開始されます。

帝国データバンクの「建設業の時間外労働に関する動向調査」(2023年8月時点)によると、建設業全体の時間外労働時間は前年を下回っているものの、「はつり・解体工事業」や「内装工事業」などでは時間外労働時間が大きく増加している実態が表れました。調査結果を見ますと、業種や季節的なタイミングで繁閑の差があるようです。

来年4月1日まで残された時間は多くありません。 それぞれの業種の特性を踏まえ、時間外労働対策や時 差出勤、テレワーク、時間年休といった取組みを早急に 具体化していく必要があります。

一方、人材確保のためには、社内コミュニケーションを促進するなどの職場環境の改善も必要です。 さまざまな課題がありますが、一つひとつ取り組んでいきましょう。

仕事と育児の両立支援制度 に関する意識・実態調査 (連合の調査から)

◆調査の概要

仕事と育児の両立支援制度に対する意識や実態を把握するために、日本労働組合総連合会(連合)が実施する「仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査2023」の結果が公表されました。小学生以下の子を持

つ20歳~59歳の働く男女1,000名が回答したこの調査は、仕事と育児の両立のために何が求められているのか、様々なヒントを与えてくれます。

◆調査結果のポイント

「仕事と育児の両立のために利用したことがある両立 支援制度」を問う質問では、育児休業(41.9%)や短 時間勤務(16.3%)が挙げられる一方で、「利用したこ とのある制度はない」は47.8%、男性では58.4%にの ぼります。その理由の1位は「利用できる職場環境では なかった」というものです。

両立支援制度を利用できる職場環境ではなかったと思った理由 [複数回答形式] (上位4つ抜粋)

代替要員がいなかった 39.6%

・職場の理解度が低かった 33.7%

言い出しにくかった26.2%

• 自分にしかできない業務を担っていた 20.3%

代替要員がいない、理解が低いという職場では、両立 支援制度を利用しづらいという現状がうかがえます。 こうした状況は採用活動においても不利に働き、いっ そうの人手不足を生み出す負のスパイラルへと繋がっ てしまいます。両立支援を必要とする従業員のみなら ず、職場全体で考えるべき問題です。属人化している業 務はないか、理解のない言動は見られないかなど、職場 全体で両立支援について考えていきたいですね。

「106万円の壁」「130万円の壁」への対応についての 専用ダイヤル

年収の壁突破・総合相談窓口

Tel 0120-030-045

(厚生労働省 フリーダイヤル) 受付時間 平日 8:30~18:15